

租税回避への対応を急げ

中央大学 法科大学院 教授
東京財団 上席研究員 **森信 茂樹**

違法な脱税でもない合法的な節税でもない「租税回避」(Tax avoidance)が国際的な問題に発展している。きっかけとなったのは、2012年の英国スターバックスの納税額が低すぎることで、英国市民の不買運動を巻き起こしたことは第40回のこの欄で述べたところである。

その後この問題は、G8やG20レベルで議論されることとなった。具体的には、アマゾンやグーグルなど米国IT企業の国際的租税回避の防止をターゲットとして、OECD租税委員会にBEPS(税源侵食と利益移転、Base Erosion and Profit Shifting)の特別プロジェクトが立ち上がり、わが国の浅川財務官(現)を議長とした議論が2年強行われてきた。昨年9月に最終報告書がまとまり、今後各国がその報告書を受けて国内法や租税条約の整備に移ることとなる。

このような租税回避問題は、実はわが国においても大きな問題となっている。その代表的事例は、「ヤフー事件」と「IBM事件」である。前者は、子会社の損失を組織再編することによって自社に取り込む取引で、後者は、日本IBMの親会社(日本法人、中間会社)が、米国IBMから資金提供を受け、米国IBMの持つ日本IBM株を購入し、それを子会社の日本IBMが買い取り、自社株買いを活用して生じ

た譲渡損失を自社の利益と相殺することにより税負担の軽減を図る取引である。どちらも損失を「合法的に」利用することにより税負担の軽減を図る点において共通点がある。

国税当局はこのような行為に対して、法人税法に規定されている同族会社の行為計算の否認規定(法人税法132条)と、組織再編にかかる行為計算の否認規定(法人税法132条の2)を適用してどちらの行為も否認をしたが、納税者側は納得せず裁判になった。結果、ヤフー事件の方は、一審(東京地裁平成26年3月18日判決)も二審(東京高裁平成26年11月5日判決)も国税当局が勝訴、逆にIBM事件の方は、一審東京地裁(平成26年5月9日判決)も二審(平成27年3月25日判決)も納税者勝訴となった。

双方は事実関係が異なるので単純な比較はできないが、2つの事件を判断する法律の条文は、どちらも「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」かどうかで、同じ文言である。しかしその適用に当たっては、ヤフー事件では、「取引が経済的取引として不合理・不自然である場合」と、「法律の趣旨・目的に反することが明らかである場合(いわゆる法の濫用)」の2つを基準として上げたのに

対し、IBM事件では、前者の基準だけで、濫用基準は採用しなかった。

このように、法律上の文言が同じにもかかわらず異なった解釈がなされたことは、高裁レベルとはいえ、わが国企業の経済取引の不確実性を高め、大きな税務リスクを生じさせている。

このような事態に対処するには、経済取引が委縮しないように不確実性を軽減するとともに、税制上の不公平をなくし（米国多国籍企業との）競争条件の均等化を図っていく必要がある。具体的には、わが国の租税回避に対する議論を深め、法律の規定・適用要件を明確化することである。

この際参考になるのは、2013年に租税回避に対する否認の基準を導入した英国の方式である。租税回避（avoidance）のうち、濫用（abuse）的な取引のみを対象にして、網羅的

な例示を示しつつ、合理性のある取引の明確なガイダンスをつくり、それを民間人からなるアドバイザリーパネルで判断するというものである。パネルを設置する趣旨は、今日の複雑な経済取引を「濫用的なものかどうか」判断できるのは裁判官や税務当局ではなく民間人、という発想からのものである。

わが国の租税回避の議論は、国際標準から大きく遅れたものになっている。これは法律学者のサボタージュともいえよう。G20という最高首脳レベルでのイニシアティブの成果であるBEPSの議論が続くこの機会に、わが国でも議論を高め、競争条件の公平性を図りながら経済取引の不確実性を軽減していく必要がある。

本稿脱稿後の2月18日、最高裁判所はIBM事件の上告不受理を決定し、国側の敗訴が決定した。



日本企業が積極的に買収(M&A)を進めてきた海外企業の「負の遺産」処理が目立つ。買収した企業の純資産と買収価格の差である「のれん」を減損処理する企業が相次いでいる。もっとも直近の決算で表面化している減損は上場企業全体で約24兆円まで積み上がった巨大な「のれん」からすると「氷山の一角」との見方も出ている。

「買収先の収益改善は進んでいると考えているが、監査法人の判断だ」。楽天の三木谷浩史社長は、4期ぶりの減益に沈んだ2015年12月期決算発表の場でこう強がった

海外M&Aの「負の遺産」処理

という。4割近い減益の要因は「のれん」の減損だ。買収した仏ネット通販会社やカナダの電子書籍の運営会社など400億円近いのれんの減損を計上した。キリンホールディングスもブラジルのビール会社ののれんなど約1,000億円超の減損処理で15年12月期に上場後初の連結最終赤字になった。会計上の「のれん」かは別として、資源安が直撃した商社や非鉄金属も油田や鉱山の権益を相次ぎ減損している。

懸念されるのはこれからだ。今顕在化しているのは4～5年前の円高でかつ株価もそれほど高くなかった時代の買収先が多い。それだけに「この1～2年の株式相場

の天井近辺で海外企業を買い物した企業の多くは、今後ののれんの減損がマグマのようにたまっている」（先物ディーラー）と見られている。市場には自己資本に占めるのれんの比率が高い企業といった「カラ売り推奨リスト」も出回る。

バブル期末期に企業は横並びで海外不動産を買い漁り「負の遺産」の山を築いた。4半世紀を経てバブル末期を若手として過ごした世代が経営者となり、今度は「のれん」の山を築いているようにも見える。「成長戦略」と「少子化で海外に活路」と錦の御旗に変化はあっても、行動が横並びなのはいつか見た光景だ。